

座席の一部が取り外されて現実に存する席が 10 人分以下となった大型自動車を普通自動車免許で運転することが許されると思い込んで運転した者に無免許運転の故意が認められた事例

最高裁平成 18 年 2 月 27 日第三小法廷決定

平成 17 年（あ）第 1743 号道路交通法違反、業務上過失傷害被告事件

刑集 60 卷 2 号 253 頁、判例時報 1929 号 124 頁、判例タイムズ 1208 号 101 頁

谷脇 真渡

桐蔭横浜大学法学部

2007 年 9 月 15 日 受理

【事実の概要】

1 原判決（名古屋高金沢支部判平成 17 年 7 月 19 日）の認定及び記録によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。

(1) 本件運転に係る自動車（以下「本件車両」という。）は、長さ 502cm、幅 169cm、高さ 219cm で、もともとは運転席及び座席が合計 15 人分設けられていたが、被告人が勤務する建設会社において、かなり以前から、後方の 6 人分の座席を取り外して使用していた。しかし、本件車両の自動車検査証には、本件運転当時においても、乗車定員が 15 人と記載されていた。

(2) 被告人は、普通自動車と大型自動車とが区別され、自己が有する普通自動車免許で大型自動車を運転することが許されないことは知っていたものの、その区別を大型自動車は大きいという程度にしか考えていないため、上記（1）のような本件車両の席の状況を認識しながら、その点や本件車両の乗車

定員について格別の关心を抱くことがないまま、同社の上司から、人を乗せなければ普通自動車免許で本件車両を運転しても大丈夫である旨を聞いたことや、本件車両に備付けられた自動車検査証の自動車の種別欄に「普通」と記載されているのを見たこと等から、本件車両を普通自動車免許で運転することが許されると思い込み、本件運転に及んだものであった。

【決定要旨】

2 道路交通法 3 条は、自動車の種類を、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車に区分し、これを受け、同法施行規則 2 条は、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 8000kg 以上のもの、最大積載量が 5000kg 以上のもの又は乗車定員が 11

人以上のものを大型自動車と、それ以外のものを普通自動車と定めているところ、乗車定員が11人以上である大型自動車の座席の一部を取り外されて現実に存する席が10人分以下となった場合においても、乗車定員の変更につき国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けていないときは、当該自動車はなお道路交通法上の大型自動車に当たるから、本件車両は同法上の大型自動車に該当するというべきである。そして、前記1の事実関係の下においては、本件車両の席の状況を認識しながらこれを普通自動車免許で運転した被告人には、無免許運転の故意を認めることができるというべきである。そうすると、被告人に無免許運転罪の成立を認めた原判断は、結論において正当であるとして、上告を棄却した。

【評釈】

1. 問題の所在

本決定は、乗車定員15人の大型自動車から6人分の座席を取り外した場合において、乗車定員の変更につき国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けていない本件車両は、道路交通法上の大型自動車にあたると認定し、また、前述の事実関係のもとにおいては、本件車両の席の状況を認識しながらこれを普通自動車免許で運転した被告人には、無免許運転の故意が認められたものである。

本件における争点は、第一に、本件車両は道路交通法上の大型自動車にあたるか否か、第二に、本件車両が大型自動車にあたることを前提に、本件車両を普通自動車免許で運転することが許されると想い込んでいた被告人に無免許運転の故意が認められるか否かという点である。

2. 道路交通法上の大型自動車

本件当時の道路交通法3条、同法施行規則2条によると¹、大型自動車とは、大型特

殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が8000kg以上のもの、最大積載量が5000kg以上のもの、又は乗車定員が11人以上のものをいい、これ以外のものが普通自動車とされていた。本件車両は、乗車定員が15人であることから大型自動車にあたるが、車両総重量および最大積載量は普通自動車の範疇に入っていた²。

ところで、道路運送車両法58条1項は、「自動車（略）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない」と規定している。国土交通大臣の行う検査には、新規に当該自動車を使用しようとするときに受ける新規検査（同法59条）、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を引き続き使用しようとするときに受ける継続検査（同法62条）、自動車検査証の記載事項に変更を生じるような改造を施したときに受ける構造等変更検査（同法67条）など³があり、いずれも基本的には保安基準に適合するかどうかの検査が行われる。これらの検査のうち、本件車両は座席の取り外しに伴い自動車検査証の記載事項の変更および構造等変更検査を受ける必要があった。同法67条1項は、「自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があつた日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない」と規定しており、同法施行規則35条の3第17号は、自動車検査証の記載事項の1つとして「乗車定員」を掲げている。また、同3項は、「国土交通大臣は、第1項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない」と規定し、これを受けて同法施行規則38条8項

9号は、その事由の1つとして「乗車定員」を掲げている。本件座席の取り外しは、単なる乗車定員の変更にとどまらず大型自動車から普通自動車への変更であり、しかも、大型自動車か普通自動車か、すなわち、乗車定員が11人以上であるか10人以下であるかでは保安基準が異なっているため⁴、記載事項の変更（乗車定員変更についての記入）を受けるためには、本件車両を提示して構造等変更検査を受ける必要があったことはもちろんのこと、これに先立って普通自動車の保安基準に適合するように改造を施す必要もあった。それにもかかわらず、本件車両の使用者である被告人が勤務するK建設会社は、これら一連の手続きを怠ったのであった。

そもそも、自動車検査証は国土交通大臣の行う検査を受け、保安基準に適合すると認められた場合に交付されるものであるから、本来、当該自動車は保安基準に適合しているとともに、記載内容と現状とが一致するものである。しかし、本件車両は大型自動車として有効な自動車検査証が交付された後、6人分の座席が取り外されたにもかかわらず乗車定員変更についての記入を受けていなかったので、自動車検査証上は大型自動車にあたるが、保安基準に適合していないものの現実の座席数を基準とすれば普通自動車にあたるという状況にあった。このような本件車両に対して本決定は、現実の座席数を基準として普通自動車にあたるとはせず、自動車検査証の記載内容を基準として大型自動車にあたると認定したのである。本決定はこのような結論に至った理由を示していないが、「保安基準等を無視して勝手に改造することによって車種が変更できるという帰結は交通秩序の観点からも容認し難く、自動車検査証に記載される事項はその記載によって形式的・画一的に確定されることが相当である」⁵こと、また、わが国の自動車検査登録制度上、検査を受け自動車検査証の交付を受けていなければ、たとえ実質的には保安基準に適合していたとしても運行の用に供することはできないのである

から、自動車検査証の記載内容を基準として大型自動車にあたるとした本決定は妥当である⁶。もっとも、自動車検査証の記載内容が常に優先するわけではない。たとえば、有効な自動車検査証が交付された後に不正な改造を施した場合、現実には保安基準に適合していない自動車であるが、自動車検査証上は保安基準に適合する自動車のままであることから不合理が生じてしまう。結局のところ、自動車検査証の記載内容と現状との不一致が問題なのである。

3. 無免許運転の故意

本件車両が大型自動車にあたる以上、被告人は客観的には無免許運転を実現したことになる。しかし、本件車両を普通自動車免許で運転することが許されると思い込んでいた被告人に無免許運転の故意があったといえるかが問題となる。

改めて被告人の主観的事情を確認してみると、大型自動車と普通自動車は区別されている、大型自動車免許を有していないければ大型自動車を運転することは許されない、自己は大型自動車免許を有していない（普通自動車免許と大型特殊自動車免許しか有していない）ということは知っていたものの、①普通自動車と大型自動車との区別を大型自動車は大きいという程度にしか考えていなかった、②本件車両の席の状況を認識しながら、その点や本件車両の乗車定員について格別の関心を抱くことはなかった、③同社の上司から、人を乗せなければ普通自動車免許で本件車両を運転しても大丈夫である旨を聞いていた、④本件車両に備付けられた自動車検査証の自動車の種別欄に「普通」と記載されているのを見たことなどから、本件車両は普通自動車免許で運転することが許されると思い込んでいたのであった。

当該自動車が大型自動車にあたるかどうかは、ほとんどの場合、外観やナンバープレート上の分類番号（本件車両においては2ナンバー）を確認するだけで判断できるが⁷、こ

れらだけでは正確に判断できない場合には、自動車検査証の記載内容も併せて確認する必要がある。しかし、自動車検査証には、「当該自動車は大型自動車である」旨の記載はなく、車両総重量、最大積載量および乗車定員のいずれかが大型自動車の要件を満たしていることを確認してはじめて明らかになるにすぎないため、そもそもこれらの要件を知っていなければ自動車検査証を見ても大型自動車にあたることを確認することはできない。また、自動車検査証には、道路運送車両法上の自動車の種別も記載されているが、道路交通法上の大型自動車も普通自動車も共に「普通自動車」として分類され⁸、種別欄には「普通」と記載されているため、このことを知っていなければ、大型自動車であっても普通自動車であると誤信しかねない。

車両総重量および最大積載量が普通自動車の範疇に入っている本件車両においては、乗車定員だけが大型自動車にあたることを知るまでの手がかりであった。それにもかかわらず、被告人は本件車両の席の状況を認識しながら、その点や本件車両の乗車定員に格別の関心を抱いていない。通常、乗車定員11人以上であることが大型自動車の要件であることを知っていれば、本件車両の現実の座席数は9席しかないが、もとは15席あった形跡があることから、自動車検査証の乗車定員欄を確認するはずであり、確認すれば、記載内容(15席)と現状(9席)との不一致に疑問を呈するはずであり、疑問を呈すれば、疑問が払拭されるまで(あるいは、わが国の自動車検査登録制度からすれば記載内容を信頼して)、本件車両は大型自動車の疑いがあるとして運転を差し控えるはずである(少なくとも現状のままでは不正改造車の疑いがあるから、③や④を理由に安易に運転に及ぶことはないはずである)。さらに、被告人が本件車両を普通自動車免許で運転することが許されると思い込んでいた理由の1つとして、自動車検査証の自動車の種別欄の「普通」との記載を見たことも挙げている。前述したように、

この「普通」とは道路交通法上の普通自動車を意味するものではないから、本来、この記載を見ただけでは、大型自動車と(大型特殊自動車との区別を知ることはできても)普通自動車との区別を知ることはできない。普通自動車免許で運転することが許されていると思い込むに至ったのは、おそらく、被告人がこの記載の意味を知らなかったからだと思われるが、たとえ知らなかったとしても、乗車定員11人以上であることが大型自動車の要件であることを知っていれば、「普通」との記載を見たからといって直ちに普通自動車免許で運転することが許されると思い込むには至らなかつたはずである。

このように考えると、被告人がこの要件を知っていたのであれば⁹、現在の座席数は9席しかないが、もとは15席あったという本件車両の席の状況を認識している以上、自動車検査証の乗車定員欄を確認しなかったとしても、また、自動車の種別欄の「普通」との記載を見たとしても、大型自動車の認識があったと認めることに問題はない。しかし、知らなかつたのであれば、たとえ自動車検査証の乗車定員欄を確認したとしても¹⁰、また、たとえ自動車の種別欄の「普通」との記載を見なかつたとしても、席の状況を認識しただけで大型自動車の認識があったといってよいかは疑問が残る。というのは、一般に犯罪事実の認識には法的あてはめは不要であるとされているから、道路交通法上の大型自動車にあたるとの認識までは必要でないが、法的あてはめは不要であるとしても、意味の認識は必要であるとされているところ、被告人には、本件車両の席の状況を見て、少なくとも「普通自動車と比べ座席数が多い」との認識があったと思われるが、普通自動車の中には車体が本件車両と同程度の大きさのものがあり、「普通自動車と大型自動車との区別を大型自動車は大きいという程度にしか考えていないかった」ことも併せ考慮すると、大型自動車の意味の認識があったというのは困難と思われるからである。この点、原審は、「捜査段階

で被告人は、普通自動車免許で運転できるのは乗車定員が10人以下の車であり、11人以上になると大型自動車免許が必要であることは知っていたと供述している（略）上、この点をおくとしても、関係証拠より認められる本件車両の外観に加え、前三列の座席以外の座席が取り外されていることを被告人も知っているのであるから、被告人に本件車両が大型乗用自動車であることの客観的事実の認識に欠けるところはな」といと、この要件を知らなくても本件無免許運転の故意は認められるとして、本決定も原審の判断を是認しているのであるから、いわゆる「チャタレー事件判決」¹¹のように大型自動車の外形的事実の認識だけが故意を認めたようにみえる。

ところで、本決定をはじめ、本決定に対する評釈のすべてが、本件無免許運転の故意として本件車両が大型自動車にあたるとの認識が必要であるとしている¹²。故意とは「犯罪事実、すなわち、構成要件に該当する客観的事実の認識」であるから、客観的に大型自動車であれば、主観的にも大型自動車の認識が必要であるとするのはもともとである。しかし、本件無免許運転の故意として、そもそも大型自動車にあたることの認識は必要なのであろうか。本件被告人のような普通自動車免許を有する者による無免許運転においては、本件車両が「普通自動車免許では運転することができない自動車（すなわち、普通自動車、小型特殊自動車および原動機付自転車以外の自動車）である（以下、「普通自動車ではない」という。）」ことだけが重要なのであって、これ以外の自動車であれば、具体的に大型自動車であるか否かは重要ではない。したがって、「普通自動車ではない」との認識があれば足り、必ずしも大型自動車にあたるとの認識は必要ないと思われる¹³。これはあたかも、器物損壊罪の成否にとっては、客体が自己の物か他人の物かが重要なのであって、他人の物であるならば、たとえ他人Bの物を損壊する意思で他人Cの物を損壊したとしても故意は阻却されないので同様であ

る。最高裁も、具体的事実の錯誤における方法の錯誤が問題となった事案において、「被告人が人を殺害する意思のもとに手製装薬銃を発射して殺害行為に出た結果、被告人の意図した巡査Bに右側胸部貫通銃創を負わせたが殺害するに至らなかったのであるから、同巡査に対する殺人未遂罪が成立し、同時に、被告人の予期しなかった通行人Aに対し腹部貫通銃創の結果が発生し、かつ、右殺害行為とAの傷害の結果との間に因果関係が認められるから、同人に対する殺人未遂罪もまた成立」¹⁴するとしている。

それでは以上を踏まえ、被告人に本件車両は「普通自動車ではない」という認識があつたといえるかを検討する。被告人は、会社の上司から人を乗せなければ普通自動車免許で本件車両を運転しても大丈夫である旨を聞いている。そもそもこの発言は、被告人が普通自動車免許で運転することが許されると思い込むに至った理由の1つとして挙げられているものであるが、第二種自動車免許が必要なタクシーや路線バスであればともかく、「人を乗せなければ」という限定には違和感があること¹⁵、なにより、この発言の裏を返せば「人を乗せれば」普通自動車免許では運転できないということになってしまうから¹⁶、被告人には、少なくとも本件車両は「普通自動車ではないかもしれない」という認識があつたと思われ、普通自動車免許しか有していない被告人が、普通自動車ではないかもしれない自動車を運転する意思で、普通自動車ではない大型自動車を運転したことになるから、無免許運転罪が成立することになる。このように解すれば、大型自動車の認識が必要であるとの立場に立ったとしても、故意を認めることができる。もちろん、「普通自動車ではないかもしれない」との認識があるだけで、「大型自動車にあたる」との認識があることにはならないが、被告人は積極的に「大型自動車ではない」とは認識しておらず、本件車両の外観、席の状況の認識および大型特殊自動車免許を有していることも併せ考慮すれば、「本

件車両が大型自動車にあたるかもしれない」との認識があったといえる¹⁷。本決定も、「前記1の事実関係の下においては」と、これらの主觀的事情も踏まえた上で、「本件車両の席の状況を認識しながらこれを普通自動車免許で運転した被告人には、無免許運転の故意を認めることができる」としているのであるから、必ずしも、「席の状況の認識」だけで故意を認定したわけではないと思われる¹⁸。いずれにしても、被告人に無免許運転の故意を認めた本決定は妥当である。

そうすると、被告人は本件車両が大型自動車にあたる(あるいは、普通自動車ではない)ことを認識しながら、普通自動車免許で運転することが許されると思い込んでいた、すなわち、犯罪事実の認識はありながら、錯誤によって違法性の意識を欠いていたということになるから、違法性の錯誤が問題となる。違法性の錯誤について、学説においては、違法性の意識の可能性がない場合に故意(制限故意説)ないし責任(責任説)が阻却されるとする違法性の意識の可能性必要説が多数説である。判例においては、下級審判例には、違法性の意識を欠いたことについての相当の理由が考慮されたものがあり、最高裁も、大審院時代より違法性の意識不要説を探っているといわれていたが、いわゆる「百円模造事件」¹⁹において、違法性の意識を欠いたことにつき相当の理由を考慮する方向に一步踏み出したといわれており、これは、不要説から可能性説への修正の傾向が明確になり、将来の判例変更の可能性が大きくなったものと評価されている²⁰。したがって、本決定では触れられていないが、違法性の意識を欠いたことに相当の理由がある場合には、故意責任が阻却される余地があるので、これを検討する意義はある。

本件においては、上司の「人を乗せなければ普通自動車免許で本件車両を運転しても大丈夫」という発言を聞いたこと、および、自動車検査証の自動車の種別欄の「普通」という記載を見たことなどにより本件車両を普通

自動車免許で運転することが許されると思い込んでいた被告人に相当の理由があるといえるかどうかが問題となる。前述したように、普通自動車免許を有する者が被告人の上司の発言を聞けば、「普通自動車免許で運転することが許されないのでないのではないか」と疑問を呈するのが通常であり、疑問を呈すれば、警察などに照会し²¹、照会すれば、本件車両が大型自動車にあたることが確定的に理解され、また、「普通」との記載が道路交通法上の普通自動車にあたるとか普通自動車免許で運転ができるということを意味するものではないということも明らかになることから、普通自動車免許で運転することができないということは容易に理解できたにもかかわらず、これを怠り、通常であれば、疑惑が生ずる会社の上司の発言を信頼して運転行為に及んでいるのであるから、違法性の意識を欠いたことに相当の理由が認められる事案ではないと思われる。

4. 本決定の評価

以上のように、本決定は、まず、大型自動車の認定について、自動車検査証を基準とするとして、これまで先例の乏しい分野における事例判断を、従来からの警察実務に沿うかたちで示したという点で意義がある²²。次に、無免許運転の故意について、乗車定員11人以上であることが大型自動車の要件であることを被告人が知っていたどうかにかかわらず、本件車両の席の状況の認識だけで、大型自動車の認識、すなわち、故意を認めたようにもみえるが、そうではなく、被告人の上司の発言を聞いたことなども考慮して故意を認めたといってよいであろう。ただし、前述したように、本件無免許運転において重要なのは、本件車両が「普通自動車ではない」ことだけであるから、積極的に「大型自動車である」ことの認識が必要なのかは疑問が残る。

なお、本件では、違法性の錯誤が問題となっているものの、本決定では触れられていない。これは、最高裁が違法性の意識不要説を

採用しているからではなく、違法性の意識を欠いたことについて相当の理由は認められないから、あえて判断を示さなかったのだと思われる²³。したがって、最高裁が、違法性の意識不要説を採用しているのか、それとも、違法性の意識の可能性必要説を採用しているのかは、この決定からでは明らかにはならない。これに関する最高裁の判断が待たれるところである。

〔注〕

- 1 平成 16 年の「道路交通法の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 90 号)において「中型免自動車許制度」が新設され、同 19 年 6 月 2 日から施行されている。これは、貨物自動車の大型化に対処し、運転者の技能および知識の不足による貨物自動車の交通事故を防止するために、それまでの大型自動車と普通自動車との間に中型自動車という区分を設けたものである。
- 2 ちなみに、現行法下では「中型自動車」にあたる。
- 3 これらのはかに、臨時検査(同法 63 条)、予備検査(同法 71 条)などがある。
- 4 たとえば、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルトの種別など(道路運送車両の保安基準 22 条の 3)。もっとも、これは 10 人以上か未満かで区別されており、必ずしも大型自動車か普通自動車かの区別に対応するものではない。しかし、本件車両においては、15 人乗りから 9 人乗りへの変更であるから、この改造は必要である。
- 5 判例時報 1929 号(2006 年)125 頁、判例タイムズ 1208 号(2006 年)101 頁。
- 6 道路運送車両法 1 条は、「この法律は、道路運送車両に限し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定している。つまり、自動車登録には、「所有権の公証」という民事登録と「自動車の保有実態の把握」という行政登録の 2 つの目的があり、自動車検査には、自動車の構造・装置を定期的にチェックすることにより、自動車の安全を確保し、公害を防

止するとともに円滑な道路交通の確保と省エネルギー化を図るという目的がある(国土交通省の自動車交通局のホームページ参照)。さらに、大型自動車か普通自動車かでは、自動車検査証の有効期限や自動車税、自動車重量税の額なども異なってくる。

- 7 この点、第一審(武生簡判平成 17 年 3 月 23 日)は、被告人の「本件車両が 2 ナンバーであることや 2 ナンバーが大型乗用自動車を意味することは知らなかつた」との供述は信用できないとし、むしろ、「本件車両の自動車登録番号の 2 ナンバー表示を通じて、被告人なりに本件車両を大型乗用自動車として理解するための前提となる必要にして十分な事実関係を認識していた」と認定しているが、これに対し原審は、「これを否定する被告人の供述を虚偽とするだけの証拠はない」から適切でないとしている。
- 8 道路運送車両法 3 条は、「この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める」と規定し、これを受けて同法施行規則 2 条は、普通自動車を「小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車」と定めている(別表第一参照)。したがって、道路運送車両法上、「大型自動車」という種別はない。
- 9 後述の捜査段階での被告人の供述のほか、第一審において、「以前、自分の気持のなかで、本件車両が大型乗用自動車ではないかという思いや疑問があつたとも供述している。
- 10 もっとも、記載内容と現状との不一致から、「不正改造車かもしれない」との認識を抱くことは可能であると思われるが、不正改造車運転(道路運送車両法 99 条の 2、108 条 1 号)の認識はあったとしても、乗車定員に関する大型自動車の意味の認識があつたとはいえない。この認識をもって無免許運転の故意と認めるることは、故意の転用であつて罪法定主義および責任主義に違反するから許されない。
- 11 最大判昭和 32 年 3 月 13 日刑集 11 卷 3 号 997 頁。
- 12 石井徹哉「無免許運転罪の故意」曾根威彦ほか編『交通刑事法の現代的課題－岡野光雄先生古稀記念－』(2007 年)136 頁、前掲 5・判時 125 頁、判タ 101 頁、豊田兼彦「無免

許運転の故意が認められた事例』法学セミナー 605 号（2006 年）132 頁、松原久利「座席の一部が取り外された大型自動車を普通自動車免許で運転することが許されると思いつ込んで運転した者に無免許運転の故意が認められた事例』ジャリスト No.1332(2007) 160 頁。

- 13 これはむしろ、構成要件の解釈にかかわる問題である。大型自動車の認識が必要であるとする見解は、本件無免許運転罪の構成要件を「大型自動車を大型自動車免許を受けないで運転すること」との理解を前提としているが、私見は、「普通自動車免許しか有しない者が、普通自動車免許では運転できない自動車を運転すること」との理解を前提としている。そもそも、無免許運転につき道路交通法は、64 条において、「何人も、第 84 条第 1 項の規定による公安委員会の免許を受けないで（略）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない」と規定した上で、117 条の 4 第 2 号で、「法令の規定による運転の免許を受けている者（略）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで…運転した者」は、「1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処する」と規定している。同法 84 条 1 項にいう公安委員会の運転免許は、第一種運転免許、第二種運転免許および仮免許に区分され（同 2 項）、さらに、自動車の種類により、それぞれ大型自動車免許、普通自動車免許などに分けられているので（同 3 項～5 項）、自動車等を運転しようとする者は免許の区分および自動車の種類に応じて、それぞれ免許を受ける必要がある。したがって、一口に無免許運転といつても、一切の免許を有していない者が自動車等を運転した場合から、本件のように普通自動車免許しか有しない者が大型自動車を運転した場合まで、実にさまざまなバリエーションがある。

14 最判昭和 53 年 7 月 28 日刑集 32 卷 5 号 1068 頁。

15 たとえば、大型二種免許が必要な路線バスであっても、回送運転の場合には大型一種免許を有していれば運転することができる。

16 弁護人の上告趣意書によると、「使用実態をみると、せいぜい 3 人程度しか乗車せず」とあり、被告人は実際に本件車両に人を乗せている。

17 最決平成 2 年 2 月 9 日判時 1341 号 157 頁は、

「被告人は、本件物件を密輸入して所持した際、覚せい剤を含む身体に有害で違法な薬物類であるとの認識があったというのであるから、覚せい剤かもしれないし、その他の身体に有害で違法な薬物であるかもしれないとの認識はあったことに帰することになる。そうすると、覚せい剤輸入罪、同所持罪の故意に欠けるところはない」と判示している。

18 豊田・前掲注 12・132 頁。

19 最決昭和 62 年 7 月 16 日刑集 41 卷 5 号 237 頁。

20 松原久利・違法性の錯認と違法性の意識の可能性（2005 年）158 頁以下参照。

21 もちろん、乗車定員 11 人以上であることが大型自動車の要件であることを知っていたのであれば、自動車検査証の乗車定員欄を確認するだけで十分である。

22 前掲注 5・判時 125 頁、判タ 101 頁。

23 松原・前掲注 12・160 頁。